

京都市告示第 1 5 4 号

令和 6 年 1 月 1 9 日京都市告示第 5 6 7 号に基づき、令和 7 年 2 月 1 8 日京都市告示第 6 9 0 号で定めた縦覧の期間を、石川県輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町又は鳳珠郡能登町に住所（法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあっては、主たる事務所又は事業所）を有する者については別途市長の定める当該年度の最初の納期限まで延長します。

ただし、縦覧場所については、以下のとおりとします。

令和 7 年 4 月 3 0 日

京都市長 松 井 孝 治

縦覧場所

区 名	固定資産の所在地	左記の固定資産に係る縦覧場所
北 区	北区の所管区域内	市税事務所固定資産税第 1 担当(中京区室町通御池南入円福寺町 337 ビル葆光 5 階)
上京区	上京区の所管区域内	
左京区	左京区の所管区域内	
山科区	山科区の所管区域内	市税事務所固定資産税第 2 担当(中京区室町通御池南入円福寺町 337 ビル葆光 6 階)
伏見区	伏見区の所管区域内	
右京区	右京区の所管区域内	市税事務所固定資産税第 3 担当(中京区室町通御池南入円福寺町 337 ビル葆光 7 階)
西京区	西京区の所管区域内	
中京区	中京区の所管区域内	市税事務所固定資産税第 4 担当(中京区室町通御池南入円福寺町 337 ビル葆光 8 階)
東山区	東山区の所管区域内	
下京区	下京区の所管区域内	
南 区	南区の所管区域内	

(行財政局税務部資産税課)